

○小山市中小企業ISO等認証取得支援補助金交付要綱

平成17年3月31日

規程第16号

改正 令和2年3月31日規程第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者の国内での競争力及び国際競争力を高め、経営基盤の安定及び体質強化を図ることを目的に、当該中小企業者が国際標準化機構が定める品質管理及び品質保証の国際規格ISO9000シリーズ若しくは環境保全体制の国際規格ISO14000シリーズの認証又はHACCP認証を取得した場合に、小山市中小企業ISO等認証取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) HACCP認証 食品の製造及び加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測した上で、危害の発生を防止するために特に重要な工程を継続的に監視・記録し、製品の安全を確保する衛生管理手法について、地方公共団体、業界団体、民間団体等から受けた認証で市長が認めたものをいう。

(補助対象認証)

第3条 補助金の交付の対象となる認証（以下「補助対象認証」という。）は、次に掲げるもの（国、県等から交付された補助金等の対象となったものを除く。）とする。

- (1) ISO9000シリーズ認証
- (2) ISO14000シリーズ認証
- (3) HACCP認証

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に工場、事業所、営業所等（以下「工場等」という。）を有し、市内で1年以上事業を営んでいること。
- (2) 市内の工場等が新たに補助対象認証を取得したこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象認証の取得に係る経費のうち、補助対象認証に係る審査を行う機関及びコンサルタントに支払った経費とする。

（補助率及び補助金の額）

第6条 補助率は、補助対象経費の100分の30以内とし、補助金の額は、一の補助対象認証につき150万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、小山市中小企業ISO等認証取得支援補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象認証の取得後60日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象認証を取得したことが分かる書類の写し
- (2) 領収書その他の補助対象経費の金額が分かる書類の写し
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、小山市中小企業ISO等認証取得支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は小山市中小企業ISO等認証取得支援補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知の上、補助金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」

という。) に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第2項の補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規程第18号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に小山市中小企業ISO等認証取得支援補助金の交付の対象となる認証を取得した者から適用する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

小山市長 様

申請者 所在地  
名 称  
代表者

㊟

連絡先

小山市中小企業 ISO 等認証取得支援補助金交付申請書兼請求書

小山市中小企業 ISO 等認証取得支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）  
第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

なお、取得した認証は、国、県等から交付された補助金等の対象となった  
認証ではありません。

取得した認証の種類				
補助金の交付申請額	円 (補助対象経費×30/100とし、一の補助対象認証につき150万円を限度とする。)			
振 込 先	金融機関名		支店名等	
	種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

・ 添付書類

- (1) 補助対象認証を取得したことが分かる書類の写し
- (2) 領収書その他の補助対象経費の金額が分かる書類の写し
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

小山市指令 第 号  
年 月 日

様

小山市長



小山市中小企業 ISO 等認証取得支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小山市中小企業 ISO 等認証取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、次のとおり決定したので、小山市中小企業 ISO 等認証取得支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定により通知します。

交付決定額	円
交付の条件	次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、当該補助金を返還すること。 (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 法令若しくは要綱の規定に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

様式第3号（第8条関係）

小山市指令 第 号  
年 月 日

様

小山市長



小山市中小企業 ISO 等認証取得支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった小山市中小企業 ISO 等認証取得支援補助金の交付については、次の理由のとおり交付しないことを決定したので、小山市中小企業 ISO 等認証取得支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)